

令和7年 3月 31日

松阪市議会

議長 中島 清晴 様

報告者 殿村 峰代

研 修 報 告 書

標記の件について、下記の通り報告いたします。

記

1. 講座名 議員が知っておきたい
財政の基礎動画セミナー
2. 場 所 自宅 OS
3. 参加者 殿村峰代（日本共産党）
4. 講 師 森 裕之（立命館大学 政策化学教授・政策科学博士）
5. 目的 地方公共団体の財政の基礎知識を学び、財政を客観的に分析し、その健全化や再生の必要性を判断できる知識を得て、議会決算、予算の評価・分析し質疑できるよう議員力を高める。
6. 内容・所感
 - 第1講 財政とは何か⇒ 自治体財政の根本理解
 - 1) 財政が家計や企業の経済活動と違うところ
自治体はモノやサービス売って、収入を得ていない
⇒収入は税金として住民から強制的に徴収する。
正当化するための根拠が必要
⇒法令及び議会の決定がその根拠を担保する。
議員は住民の声の代弁者であり、政治の専門家として大所高所からも政策の在り方を考える責務がある。
 - 2) 自治体財政の原則
公平・効率的・民主主義・コミュニティを育てる
 - 3) 国・地方間の財政配分【平成 30 年】
62:38
 - 4) 予算と決算ではどちらが大切？

自治体の目的は「住民福祉の増進」(地方自治法)

大切なのは、住民ニーズに応える住民サービスに応えるサービスの方針(予算)であって、収支結果(決算)ではない。ただし赤字になってはダメ。

住民は予算を通じてしか、行政の活動をコントロールできない。

5) 財政の基本=家計

歳入と歳出⇒単年度主義

一般会計と特別会計⇒一般会計は普通の財布で自治体財政の本体。

特別会計は一般会計と区別し、収入と支出を管理するための特別財布。

第2講:歳入の基礎編

1) 自治体の歳入を家計で理解する。

息子夫婦世帯=自治体

夫(サラリーマン)、妻、子ども3人(大、高、中学生)

夫の両親世帯=国

祖父、祖母

2) 歳入まとめ

地方税は「給料」

地方交付税は「国からの義務的な仕送り」

国庫支出金(補助金)は「+αの仕送り」

地方債は「住宅ローンと同じ」

3) 一般財源と特定財源

一般財源⇒地方税・地方交付税など。自治体が自分で使途を決定できる財源。重要

特定財源⇒国庫支出金・地方債など。使途が限定されている財源

4) 一般財源が重要な理由

自治体がやりたい施策を実行できる

自治体の財政指標のすべてが一般財源との関係で判断

第3講:地方税の仕組みを解説⇒自治体の税金の理解

1) 税金の種類と税率は各議会が毎年度決めている

地方税は地方税法によって大枠を決定。ほとんどが「標準税率」

自治体はこの税率の引き上げ(超過課税)⇒上限設定されていることが多い
引き上げ(軽減税率)を行うことが可能。

2) 主な地方税

住民税と事業税⇒ 所得×税率

固定資産税 ⇒ 資産(土地・家屋・償却資産)の評価額×税率

地方消費税 ⇒ 課税売上高(税抜き)×税率－課税仕入高(税抜き)×税率
一定税率(標準税率2.2%、軽減税率1.7%)

3) 地方税の区分

普通税⇒使途が特定されない税

目的税⇒使途が制限される税

第4講:地方交付税(1)本質はこれだ＝「ペットボトルとお茶の関係」

1) 地方交付税は地方税とセット

一般財源＝地方税＋地方交付税(ペットボトルをどういっぱいにするか)

一般財源は自治体の標準的なサービスを賄うためのもの

国は各自治体に一般財源を保障しなければならない

国は各自治体それぞれに応じた一般財源の金額を設定する(基準財政需要額)

＝自治体が行っている様々な住民サービスの必要額を国が見積もり、それらを合わせた総額(概ね7割は人口が測定単位となって決定)

⇒これに対して自治体の地方税が不足している分を国が地方交付税として交付する

2) それでも税収は多い方が良い

⇒その理由は留保財源にある。

基準財政収入額は約75%＋約25%は留保財源として交付。(使い道は自由度が高い。)＝一般財源総額

3) 国は今後どうしていくか

国にとって財政再建は最大の課題。

地方交付税は社会保障に次ぐ大きさ。

⇒将来的に国は地方交付税を引き下げてくる可能性が高い

(＝ペットボトルを無理に小さくする)

第5講:地方交付税(2)臨時財政対策債は地方交付税である

1) 臨時財政対策債が出てきた理由

⇒国は1990年代から地方交付税を「交付税特別会計」が借金することで分配。

この借金の「地方分担分」をどれだけにするかは不明瞭だった。

平成13年度から「臨時財政対策債」として地方に借金させるようになった。

2) 臨時対策債のポイント

「臨時財政対策債発行可能額」国によって各自治体に配分

このうち「臨時財政対策債」をどれだけ発行するかは各自治体が決める。

国は後年度にその元利償還分を地方交付税として交付する。

⇒元利償還分だけ各自治体の基準財政需要額を大きくする。

(=ペットボトルを大きくする)

しかし、実際は**基準財政需要額(住民サービス分)の単位費用を下げるなどを通じて、基準財政需要額の全体が抑制**されている。

第6講:国庫支出金(補助金) 自治体財政の呪縛

1) 国庫支出金(補助金)は使い道が決められた仕送り

国からの仕送り = **地方交付税と国庫支出金(補助金)**

・地方交付税は使途自由

・国庫支出金は使途が決められている(詳細条件が決められている)

しかし、歳入にとって **$+\alpha$ の財源** となるため、自治体は事業の内容や必要性を精査しないまま **補助事業を選択** する傾向が強い

補助事業の選択は「**現実の損得**」をちゃんと考えてからする

2) 国庫支出金の仕組み

・全国民の標準的な住民サービスの確保

・国による地方財政の統制(一般財源が国庫支出金に引っ張られてしまう)

国庫支出金の算定

国庫支出金 = 事業費 $\times$ 補助率(2 分の 1 が基準だが)

事業費の 2 (又は 3, 4) 分の 1 を一般財源から出さなければならない

⇒ 社会保障制度はこれがほとんど。例: 介護保険は補助率 4 分の 1

3) 国庫支出金(補助金)の問題

補助事業の条件が地域の実態に合わない

= 住民サービスの水準の低下にもつながる

仕様や金額が全国画一的な事業ばかりになる

例: 駅前開発や公園などがどこも同じ様になっている

⇒ 自治体が予算を自分で考えなくなる

自治体の財政危機を引き起こす

4) 少しずつ国庫支出金も変わってきた

「社会資本整備総合交付金」平成 22 年度から始まり、毎年変遷。

・成長力強化や地域活性化等につながる事業

・「命と暮らしを守るインフラ再構築」「生活空間の安全確保」集中支援

・沖縄振興公共投資交付金

5) 議会として、国庫支出金を見るポイント

・補助事業の内容が地域ニーズに合ったものであるか

・補助事業に連動して必要になる一般財源の将来的な負担を考慮する

⇒ 公共施設の **維持管理費** や地方債の **元利償還金** など

= 自治体としてどれだけ有利な国庫支出金かをチェック

第7講:地方債 借金の考え方と押さえるべき問題点を理解する

1) 地方債とは

自治体が借り入れる借金の内返済が **2年度以上にわたる債務**

・**通常債**⇒地方債の対象経費の内、公共企業に要する経費、出資金および貸付金・地方債の借換えに要する経費、災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費、公共施設・効用施設の建設事業費（地方財政法第5条）

・**特例債**⇒地方債の特例は、過疎対策事業費、退職手当債、減収補てん債、臨時財政対策債など（地方財政法付則第33条以降）

建設された施設の耐用年数を超えない機関に償還することが原則。

10～15年程度の間に償還されることが多い。

2) 地方債は住宅ローンと瓜二つ

地方債で債務が増えること自体は問題ではない。

⇒私たちはなぜ住宅ローンを借りて家を建てるのか？

- ・住宅(施設)からのサービスが早く発生する
- ・世帯をまたぐ負担の公平さが保たれる

落とし穴も住宅ローンと同じ

⇒借金は当座のお金が必要にならないため、安易に依存しがちになってしまう

*住宅ローン(通常債)と消費者ローン(特例債)は違う

3) 地方債の基本的な仕組み

事業全体＝地方債(70%)＋自治体の一般財源・地方税や地方交付税(30%)

4) 国庫支出金と地方債の組み合わせ

事業全体＝国庫支出金(50%)＋地方債(35%)＋一般財源(15%)

5) 債務負担行為:もう一つの長期借金

将来の財政支出を約束するもの

＝数年度にわたって発生する予定の金額をあらかじめ記しておくもの

実際の財政支出としては、その年度に支払いが確実になった時点で、予算として計上される

6) 一時借入金(同じ会計年度内の借入と償還)による不適正な財政運営

一時借入は短期的なキャッシュの必要から普通に生じるもの

例:夕張市の財政破綻はこれを用いた不適正なやりくりによって引き起こされた。(負債総額 632 億円 市税収入の 65 倍)

その原因は

①特別会計の赤字を埋めるため、一般会計が金融機関から一時借入金を借り、それを特別会計に貸し付ける。

②特別会計は、一般会計から借りた貸付金は翌年度の 5 月まで(出納整理期間中)に返済する。

③この返済金を一般会計は同じ出納整理期間中に金融機関に償還する、というプロセスを延々と繰り返した。(赤字の累積化)

*特別会計の経営悪化がある場合は、このような不適正な財政運営についてもチェックが必要

第 8 講:歳出 事業単体ではなく、全体を見る重要性和近年の傾向を知る

1) 歳出の原則

「収入の範囲で最大の福祉を実現する」⇒自治体は借金できる範囲が制限されているうえに、国の財政統制制度に服さなければならない

具体的要件

- ・生産の効率性＝仕事(事業・サービス)を行う上で賭けている費用は最も少ない
- ・予算配分の効率性＝住民のニーズに合った事業を行っている

2) 目的別歳出と性質別歳出

- ・目的別歳出(目的別経費)⇒行政目的別に歳出を分類(わかりやすい分類)
- ・性質別歳出(性質別経費)⇒経済的な性質ごとに歳出を分類(一部に重要かつ分かりにくいものが含まれている)

*自治体財政の分析は、性質的歳出の方が重要

3)目的別歳出

議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費

*都道府県は教育・産業関係、市町村は福祉・衛生関係が中心

4)性質別歳出

人件費、扶助費、公債費(この 3 つを義務的経費)、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、投資・出資金・貸付金、投資的経費(普通建設事業費)

5)歳出を見る場合の注意点(総論)

一般財源の負担分を見る

- ・自治体にとっての本当の負担分は一般財源(地方税と地方交付税)のみであるから、その歳出項目に支出されている一般財源の大きさを見る
- ・地方債が財源として多い場合は、その元利償還金(公債費)が将来の自治体の一般財源の負担になることを注意する
- ・建設費(投資的経費)はその後の維持管理費(維持管理経費)がすべて自治体の一般財源の負担で賄わなければならないことに注意する

6)歳出を見る場合の注意点(各論)

- ・目的別歳出

⇒経費の大きさだけから事業規模を判断しない

・性質別歳出

・人件費と物件費(6割は委託料)はセットでと捉え、一般会計における実質的な人件費の大きさを見る

・補助費等と繰出金は、一部事務組合や特別会計等への支出で得ることから一般会計と各会計との関係に注意する

・費目ごとに経常収支比率が示されているため、各費目の占める割合に着目する(第10講)

3) 特別会計の住民負担を考える

特別会計には、保険料や使用料など住民負担によって賄われる収入が含まれるものが多い。これらの引き上げは、一般会計の財政負担を軽くする一方で、それに関わる住民の負担が重くなる

一般会計は「住民全員の財布(財源)」であることから特別会計の保険料や使用料の政策的引き下げは、住民全員でそれに関わる一部の住民の経済的負担軽減を意味する

一部住民のための政策的対応であっても、それが福祉的要素(垂直的公平)に基づく場合は是認されうる

第9講:財政の黒字・赤字 財正の持続可能性は赤字にならないこと

1) 財政の黒字・赤字の視点

・財政にとって黒字が大きいことは良くない

基金に積み立てることで、将来の財政運営の安全を確保することも大切

⇒自治体の財政運営の目的は「利益を上げる」ことではなく、黒字が多ければその分を住民に還元することが必要となる

・財政にとって、赤字(収支<支出)は避けなければならない(法律的にも赤字予算は組めないと解釈)

2) 基金の種類は3つ

① 財政調整基金(=普通預金)年度財源調整のための基金

② 減債基金=地方債の償還を計画的に行うための基金

③ 特定目的基金=その他特定の目的のために設置される基金(学資保険のようなものなど)

3) 自治体財政の黒字・赤字は4つ

① 歳入歳出差引

② 実質収支 ≡これで判断

③ 単年度収支

④ 実質単年度収支

- 4) 財政破綻の足音を察知するには
⇒実質単年度趣旨に赤字が続いてないか
財政調整基金の残高が減っていく傾向にないか
義務的経費の負担が増加する傾向にないか
↳これらの傾向がみられる場合、**歳出を見直すための**行政改革が必要

第10講:財政の健全性を見る指標 財政を見る複数の視点の大切さ

- 1) 経常収支比率は最も基本的な指標
義務的性格の強い経常的経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源がどの程度使われているかを見る指標
(**経常経費充当一般財源÷経常一般財源等×100**)
=経常収支比率が高いほど財政が硬直化している(余裕がない)
具体的には経常収支比率が高ければ公共施設やインフラ整備などの建設事業へ回すための財源が確保できなくなる
- 2) 経常収支比率の考え方
これの**引き下げを自己目的にしてはならない**
=住民サービスの削減を意味するため
浮いた財源によって新たに実施される住民サービスの便益がより大きくなければならない
- 3) いわゆる「財政再生団体」と関係する健全化判断比率
夕張市の財政破綻を受け、国が自治体の財政を厳しく統制するために従来の制度を拡大したもの(平成20年度決算から適応)
 - ・「**早期健全化**」(**イエローカード**)の段階の創設(2倍厳しくなった)
 - ・実質赤字比率だけだった指標が**実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率**に増えた
 - ・「財政再生団体」と呼称変更
 - ・議会の責任が重くなった
- 4) 健全化判断比率
 - *標準財政規模≡一般財源
 - ①実質赤字比率=普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
 - ②連結実質赤字比率=全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率
 - ③実質公債費比率=地方債元利償還金・準地方債元利償還金の標準財政規模に対する比率
 - ④将来負担比率=公営企業、出資法人等を含めた実質負債の標準財政規模に対する比率
- 5) 健全化判断比率はクリアされていたらいいのか？

経常収支比率と同様**実質公債費率の高さは財政が当該年度に逼迫しており、将来負担率比率の高さはそれが将来にわたって続くことを含意する**

*夕張市は一般財源の 70%を借金返済に回している

=住民サービスが大きく制約されている

- 6) 財政の健全性を見るポイント⇒財政が住民の福祉に繋がっているか否か
実質収支と**実質単年度収支**の黒字・赤字
経常収支比率の高さとその内容

第 11 講:自治体の基金を理解する 特に財政調整基金について

- 1) 財政収支と基金の関係⇒財政が黒字になった時に積み立てる
自治体の黒字は**実質収支黒字のこと⇨決算余剰金**
地方財政法(黒字が出た時のルール)
その処分は、2 分の 1 以上を**基金の積み立て**か、地方債の繰上償還に充当しなければならない
残額は、翌年度の歳入のうち「繰越金」として計上される
- 2) 基金の核心
基金はすべて議会が条例で決めている(3 つ)
 - ・**財政調整基金=普通預金(災害など不測の事態の際の取り崩す)**
 - ・**減債基金=ローン返済への備え**
 - ・**特定目的基金=自治体が目的を決めて積み立て実に多様**
- 3) 財政調整基金はどの程度積み立てればよいか
標準財政規模の10~20%⇒一般財源(地方税+地方交付税等)が 1 割不足しても 1~2 年はカバーできる規模

第 12 講:自治体の借金を理解する 主要なものは、地方債と債務負担行為

- 1) 地方債
返済が 2 年度以上にわたる債務。2 つ
 - ① 適債事業=公共事業に要する経費、出資金および貸付金・地方債の借換えに要する経費、災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費、公共施設・公用施設の建設事業費
 - ② 特例債=過疎対策事業費、退職手当債、減収補てん債、臨時財政対策債等*加えて建設債と赤字債という区分も可能
- 2)債務負担行為
事業が単年度で終わらずに、将来にそのための支出を負担しなければならない場合に、**議会でそれを債務負担行為として議決**する。債務保証や損失補償をする場合も、債務負担行為。この金額を**債務負担行為額**という。

3)特別会計等の借金も重要

自治体はそれら含めた借金の総額を見る

4) 一時借入金はつなぎの借金

夕張市の例

5) 自治体の借金は何が問題なのか

- ① 絶対的・相対的に無駄な施設整備や土地購入を行う
- ② 将来の財政負担能力を考慮せずに地方債を発行する
この2点が問題。

第13講:公共施設と都市づくり 自治体政策の最大のテーマ

1) 公共事業の基本的財政枠組み

地方公共事業の財政

建設＝国庫支出金と地方債・一般財源の組み合わせ

維持管理・補修＝自治体の一般財源

2) 公共施設等総合管理計画と個別施設計画の位置づけ

国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、計画される

道路・河川・学校

3)「令和3年度までの公共施設等総合計画の見直しにあたっての留意事項につて」

by 総務省

① 基本的事項

計画策定年数及び改定年度、計画期間、施設保有量、現状や課題に課する基本認識、過去に行った対策の実績、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移

【維持管理・更新等にかかる経費】

現在要している維持管理経費、施設を多用年数経過時に単純更新した場合のみこみ、長寿命方策を反映した見込み、対策の効果額(少なくとも10年程度)

【公共施設等に関する基本的な考え方】

公共施設の管理(点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、廃止)にかかる方針、全庁的な取り組み体制の構築やPDCAサイクルの推進等にかかる方針

② 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

【個々の施設や施設類型をまたいだ優先順位や整備方針】

地方公会計(固定資産台帳)の活用

保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

③ 広域連携

広域での最適配置を図る観点から複数団体の連携も積極的に推進。

必要に応じ、広域連携の取組を盛り込む。

都市計画等の各種計画との整合性や国管理施設との連携を図る

4) 地適正化計画の策定状況(令和2年12月31日時点)

全国市町村数:1718 団体

適正化計画について具体的取組:559 都市(347 都市が計画を公表)

都市機能誘導区域、居住誘導区域共に設定:345 都市

都市機能誘導区域のみ設定:2 都市

5) 公共施設の再編・統廃合は地方自治の最大課題

公共施設の老朽化、人口減少、財政逼迫のことから必須の政策課題

地域コミュニティを形成してきたもののため、影響は大きい

各種公共施設・民間施設の相互利用の可能性を部局横断的に柔軟に検討するという課題

6) 公共施設に対する自治体財政の負荷は維持管理にあるため、統廃合によって高価な施設を建設してもペイできる可能性がある

第14 講:自治体の公共施設への向き合い方 多様性と考え方

1) 地方公会計制度

自治体の会計=現金主義。自治体は営利を目的とせず、会計期間における予算の事前統制と確実な執行を重視する

【現金主義の問題】

正確な費用(減価償却や退職手当費)の算定ができないため、資産や職員の適正配分が難しい

地方会計改革=発生主義会計の導入。公共施設等の老朽化・更新と逼迫により、今後の政策判断に資する資料が求められた

2) 総務省による固定資産台帳の活用方途

固定資産台帳の情報は公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用の活用が期待できる

3) 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

減価償却類型額

有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋原価償却類型額

*この指数が高いほど、資産の老朽化が進んでいるため、今後の更新時期と更新費に注意する必要がある。行政目的や施設別の比率も産出が可能。

第15講:学校統廃合と自治体財政 公共施設再編の最大課題

1) 学校と自治体は一体的なもの

子どもたちの教育は地域社会の根源的活動であり、そのための場の中心は学校施設である

市町村と一体的に人々が自らお金を出し合ってきた

合併を経てもなお旧市町村単位としてコミュニティが続いているケースは少なくない

地域における様々な行事、防災拠点としても重要な役割

2) 公共施設(学校)の老朽化

公共施設の4割は学校施設。過去20年で学校耐震化は進展する一方で

築30年以上経過した学校が全体の3/4を占める

日本の公立小・中学校は約3万校の中、窓枠の落下、構造体の強度低下など安全面での不具合は年間約3万件発生

廃校予定の校舎も176件ある

3) 廃校の活用、施設と他の施設の共同化など施設の共同化の取り組み

学校プールの共同利用(小学校間、小中学校間)

合同授業による稼働率の向上

天候に左右されない授業の実施

公立温水プール、民間温水プールの活用

社会体育館施設の活用

4) 公共施設等総合管理計画と削減目標

④ 過去40年間における更新費用の総額は約2740億円(69億円/年)

⑤ 上下水道の更新費用は企業会計となっていることから事業計画(使用料)で対応

⑥ ハコモノの更新費用の不足は公共施設配置計画で解消

⑦ 道路、橋梁、雨水管の不足分は、一般財源等で対応となるが、新設・改良を一切凍結したとしても見通しが立たず。

5) 公共施設再編の方針

① 方針:原則として新規の公共施設(ハコモノ)は建設しないなど

② 優先度:義務教育、子育て支援、行政事務スペースの順で

客観的評価に基づき決定

③ 2050年までに削減の数値目標:合計面積72400㎡・割合31.3%

④ 計画を進めるための5つの視点:ハコと機能の分離、公民連携の推進、複合化とスケルトン方式での建設など)

6) 学校施設とコミュニティ

学校施設はコミュニティの最大の地域拠点

コミュニティを活性化することは自治体にとっての最重要課題

学校施設の老朽化、子どもの数の減少、自治体在世の逼迫などから学校の統廃合は避けられないが、学校施設をコミュニティの拠点として残すことは可能
全国的に様々な学校施設の活用事例が蓄積しており、それらの中から自分たちの自治体にふさわしいものを参考にしていく

第 16 講:生活保護と自治体財政「最後のセーフティネット」

1) 生活保護とは

経済的に困窮する国民に対して、政府・自治体が最低限度の生活を保障する
公的扶助

⇒経済的に困窮する国民に対して、所得・財産などの資力調査を行い、その困窮の程度に応じて必要な扶助を行うことで、最低限度の生活を保障する。これを通じて被保護者の自立を促す。

【生活保護を申請したい方へ】

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるので、ためらわずにご相談ください。

2) 生活保護制度の原理・原則

3 つの原理

- ① 無差別平等:保護の請求者が優先的または差別的な取り扱いを受けない
- ② 最低生活の保障:「保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるもの」であり、単なる衣食住の充足を超えたもの
- ③ 補足性:資産活用、稼働能力活用、扶養義務履行、他法優先活用

4 つの原則

- ① 申請保護:要保護者による申請に基づく
- ② 基準及び程度:「健康で文化的な生活水準」の具体的な基準は厚生労働大臣(国)が設定。ただし、保護の実施は都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村が担う
- ③ 必要即応:要保護者の個別的な必要に応じて保護を行う
- ④ 世帯単位:生計の同一性

3) 生活保護基準の水準

消費水準均衡方式＝厚労大臣が定める基準で計算される**最低生活基準**から収入を差し引いた差額(概ね一般書王妃水準額の 6～7 割程度)

【生活扶助の概要】

⇒食費・被服費・水光熱費の日常生活に必要な経費に対応する経費

具体的な金額は世帯単位で決まり、食費等の個人的費用、水光熱費等の

世帯共通的費用を合算して算出(所在地域に応じて 6 段階)

障がい者世帯、母子世帯など特定世帯への経費加算

【最低生活費の概要】

生活扶助に、必要に応じて教育扶助、介護扶助、医療扶助等の支給を加えて最低生活が決定される。

4) 近年の生活保護基準の引き下げ

・2013～2015 年 戦後最大の生活扶助の引き下げ(670 億円)

96%の世帯で平均 6.5%、最大 10%の削減

・2014～2020 年 住宅扶助 190 億円、冬期加算 30 億円、生活扶助 210 億円

消費への影響項目:公債費、文化・レクリエーション費、食費、衣類購入費

最低賃金、他の施策給付 47 項目に影響

(介護保険料、国民健康保険料、保育料、就学援助、公営住宅家賃など)

⇒生活保護基準引き下げ裁判 (原告約 1000 人、29 都道府県)

*厚労省が独自に作成した生活扶助相当 CPI(消費者物価指数)に基づき、2008 年と 2011 年の比較による物価下落率(=4.78%)が用いられた。(総務省は2.35%)

各国の公的扶助費の GDP に占める割合(1995年)

ニュージーランド10.4% 仏国 3.9% 独国 3.4%

英国2.8% 米国 0.8% 日本0.5% OECD 平均3.5%

第 17 講:生活困窮者自立支援と自治体財政 新しい福祉の展開

1)生活保護と生活困窮者自立支援の運用(2018年から)

生活保護実施のマニュアルが整備

生活困窮者自立支援制度:画一的なマニュアルは存在せず、

自由裁量の部分が非常に大きい

縦割りの福祉窓口の代わりにワンストップ窓口を設定し、生活困窮者を福祉のネットから漏れ落ちないようにする。

- ① 包括的な支援
- ② 個別的な支援
- ③ 早期的な支援
- ④ 継続的な支援
- ⑤ 分権的・創造的な支援

⇒生活困窮者自立支援制度における新しい支援の形

既存の社会保障等の枠に収まらない問題まで広く対応

「オーダーメイド型」公共サービスへの転換=画一的でなく、個々に応じる

「アウトリーチ型」=「申請主義」から積極的に生活困窮者を発見しに行く

「持続的支援」「地域全体で支援」「自治体と民間・住民との連携」

第 18 講:子どもの貧困と自治体財政 この国の未来のために

1) 日本の子どもの貧困「貧困」は発展途上国の問題か？

絶対的貧困⇒教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的なもの・サービスを十分に確保できず、尊厳ある社会生活を営むことが困難な状態。2018 年の子どもの相対的な貧困率は**13.5%**(こどもの役 7 人に一人が貧困状態)

相対的貧困⇒世帯の所得順番に並べた時、真ん中の人の額の半分に満たない人の割合(127 万円/年)

主要先進国(OECD 諸国)**平均 12.7%**を上回る

特に**ひとり親世帯の貧困率 48.1%**(約半分)

子どものみを対象とするのではなく、親世代も同時に対象とする。

⇒子供虐待数との相関関係

共働き世帯の増加社会だが、貧困率は上がっている

2) 子どもの貧困対策の推進に対する法律 (2013)

子どもの貧困対策に関する大綱(2014)

⇒すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(2015)

ニッポン一億総活躍プラン(2016)

教育支援 :学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム

- ① 学校教育による学力保障
- ② 学校窓口とした福祉関連機関との連携
- ③ 経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉支援に繋げ、総合的に対策を推進するとともに教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る

3) 子どもの貧困対策と自治体

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正(2019)

市町村が子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務

子どもの貧困対策に関する大綱の一部改正(2019)

市町村は、福祉や教育等の取組で得られた個別の子どもの状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげる
(**都道府県**はサポート、連携、広域展開の支援)

所感:議員となって 8 年目で改めて「財政の基礎知識」をまなび、議会などでの質疑の質を向上しようと、繰り返し勉強が可能な動画学習を受けた。内容から、松阪市の財政状況は、財政調整基金が多く、現在の状況ではそれほど悪くないという結果であると思われた。しかし、それらの使われ方からの疑義は代表質問などに反映できたのではないかなと思う。

今回、自宅 OS 機器を使用し、学習する新しい形の講座を受けてみたが、再生能力に限界があり、講師の声が聞き取りにくく、大変苦勞した。地方議員研究会に問い合わせたが、納得でき

る回答は得られず、この環境での学習を続けるほかなかった。やはり従来の直接講師とのやり取りが可能な双方向での学習方法が効果的であることも学んだ。(このため学習内容をまとめるにあたり、時間を要した。)

以上